福祉のまちづくりにかかる提言

～すべての人のためのパーソナルモビリティのよりよい活用に向けたインフラの在り方～

令和3年8月3日　主幹研究員 三村泰広

誰もがどこからでも移動できる自由が重点分野

○豊田市ではミライのフツーとして「誰一人取り残さない」ミライを目指す
○重点分野の「モビリティ」では「誰もがどこからでも移動できる自由」を取り上げ

SDGsは、
世界を変える
17の目標。

私たちが生きている世界には、
いま、さまざまな課題があります。
その解決に向けて、2015年に
国連サミットで採択されたものが、
SDGs（持続可能な開発目標）。
2030年までに達成すべき
17のゴールが設定されています。
それは、国連加盟国193か国の
みんなで一緒に目指す
「誰一人取り残さない」ミライ。

資料：SDGs未来都市とよたコンセプトブック

自治体SDGsの推進に資する取組

）自治体SDGsの推進に資する取組（2021～2024 年度の取組）

本市が抱える都市と山村の2面性を活かすとともに、本市の強みである“人・地域・技術”や、地域の拠点や資源等を活かしながら、様々な地域課題の解決を図り、ビジネス創出・人材育成・市民生活の向上といった好循環を確立する。

「エネルギー」・「モビリティ」・「ウエルネス」を優先的に取り上げる重点分野として設定し、本市が持つ「強み」である多様な主体が分野の垣根を越えて「つながる」まちづくりを進めることで、SDGs 達成を更に加速していく。

○エネルギー ・・・ 無理なく無駄なく快適に、低炭素な暮らしに転換
○モビリティ ・・・ 誰もがどこからでも移動できる自由
○ウエルネス ・・・ 心身が健康で、生きがいと満足感のあるそれぞれの暮らし

※KPI 及び目標年次（2023 年）数値は、第 8 次豊田市総合計画 後期実践計画（2021～2024）における重点事業【再掲】及び基本施策からの一部抜粋とし、2024 年達成目標数値を記載

資料：豊田市 ＳＤＧｓ未来都市計画 （2021～2023）

フレイルにより買い物・外出に制約

○75歳を超えると約4分の1、85歳を超えると約半数の高齢者が日常生活に制限
○中でも「買い物」「外出」等の生活行為ができなくなる（フレイル）傾向が指摘

2. 高齢者の生活機能低下への対応

▸高齢者の生活機能は75歳以上で急速に低下。

	65～69	70～74	75～79	80～84	85～
日常生活に制限	15%	19%	26%	35%	46%
要介護認定率	3%	6%	14%	29%	59%

（出典）上欄：国民生活基礎調査(平成28年)
下欄：人口推計及び介護保険事業状況報告月報(平成27年11月分)

▸身の回りの動作等は維持されていても、
買い物、外出等の生活行為ができなくなる傾向。

▸高齢者が気軽に立ち寄る通いの場（＝介護予防の場）
を整備しているが、参加率は低迷。
フレイル対策（運動、口腔、栄養等）を含めた
プログラムの改善が求められている。

※平成28年度の参加率：高齢者人口の4.18%

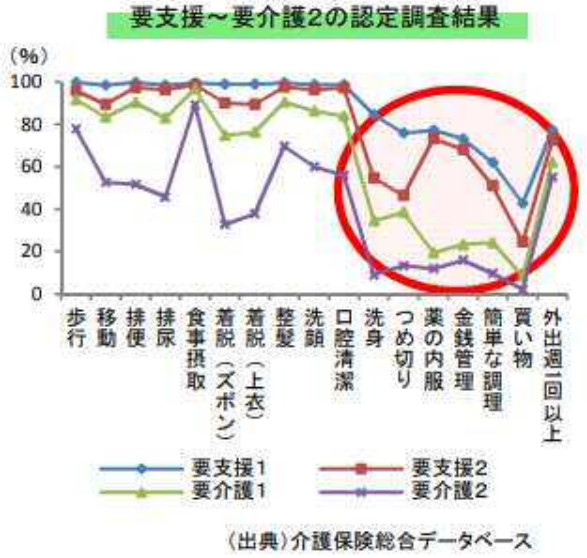

（出典）介護保険総合データベース

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000212400.pdf

買い物・外出のできない高齢者が2倍に増加

○豊田市では2035年に85歳以上の方が2015年比で2.7倍に増加すると推定
○要介護認定者は約2倍（2万人）に増加すると推定

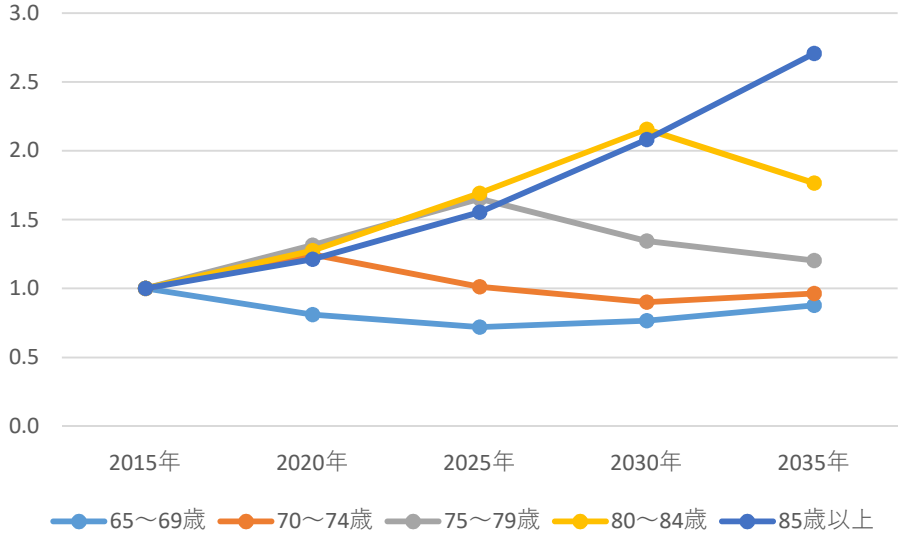

※2020年以降、70歳以上の高齢層で伸び率が低下するのは、64歳以下の非高齢人口が市域で減少するため

将来人口の伸び（2015年比）（豊田市）

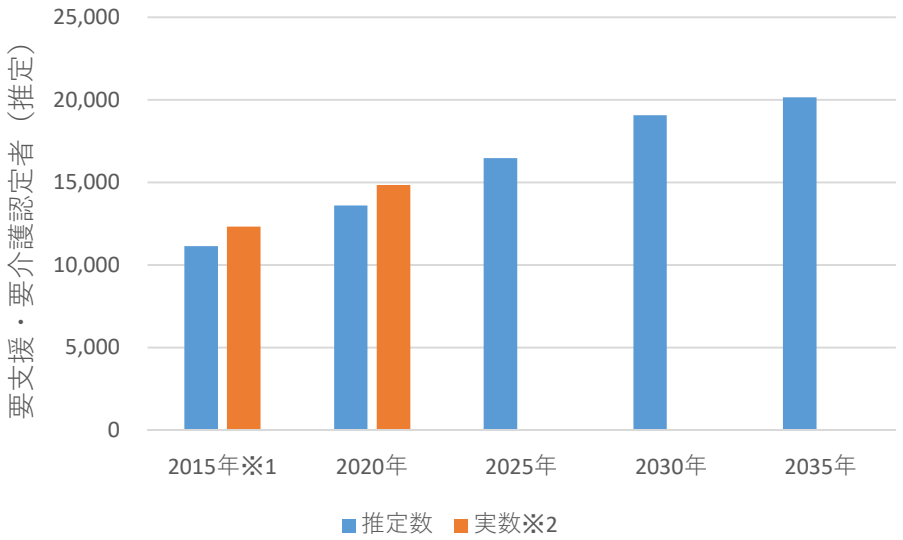

※1　実数は2014年の値
※2　第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より引用

要介護認定者の将来推計（豊田市）

上記は「国立人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」及び厚労省資料（前ページ）より作成

フレイルにより買い物・外出に制約

○フレイル予防のための取り組みが多く実施
→他方で、フレイル層に対する支援という観点の取組は少ない

どうすればいい？ 早めの行動が鍵！

運動 筋力を維持しよう！

今よりも10分多く体を動かすことを生活の中で意識してみましょう。

テレビを見ている時間に筋トレ、ストレッチ

無理せず、できる範囲で体を動かそう

●地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで幅広い世代がスポーツを楽しむことができるよう、市内11の地域スポーツクラブで様々な教室等を開催しています。

地域スポーツクラブの情報はこちらから

●体力測定会

各地域でスポーツ推進委員による体力測定会を実施しています。自分の体力を確認してみましょう！ スポーツ課▸(0565)34-6632

●元気アップ教室

地域の身近な場所で介護予防のための脳トレ、ストレッチ、筋力アップ体操等を行います。

●出前講座・測定

転倒・認知症予防の講座や体組成測定を行います。地域保健課▸(0565)34-6627

栄養 たんぱく質を食べて筋力の維持を！

肉や魚、豆腐などのたんぱく質や乳製品などを積極的に食事に取り入れましょう。

1日の摂取量の目安(例)

肉	魚	卵	牛乳	納豆
薄切り肉3枚	1切	1個	200ml	1パック

歯・口 健康の秘訣は噛めること！

「噛める」とは、唇、舌、頬など口の動きや噛み合わせが整った状態のことをいいます。しっかり噛める20本以上の歯があると、何でもおいしく味わうことができ、必要な栄養がとれるなど様々な効果につながります。

☑定期的に歯科医院でチェックを受けましょう。
☑口を使った運動などをして口周りの筋肉をつけましょう。

舌を上に ▸ 舌を下に ▸ 右へ左へ舌をぐるっと ▸ 舌を右へ左へ。頬を押すように

●出前講座

管理栄養士による栄養講座、歯科衛生士による歯と口の講座を行います。保健部総務課▸(0565)34-6723

社会参加 1日1回は外出を！

人や社会との交流は、外に出る機会にもなり、生活の刺激となります。

身近な交流の場
- 趣味活動
- 地域活動
- ボランティア活動
- 高齢者クラブ活動

●生きがい活動

仕事、学び、趣味、社会貢献の分野から、自分に合った活動につながる施設や窓口を知ることができる「セカンドライフ・チャート」を見て、あなたにピッタリの生きがい活動を探してみましょう。

例えば……
働きたい！ 豊田市シルバー人材センター等
社会貢献がしたい！ 豊田市社会福祉協議会等

セカンドライフ・チャートは市役所窓口や豊田市ホームページに掲載しています。

市民活躍支援課▸(0565)34-6660

発行：豊田市 地域保健課　電話（0565）34-6627／FAX（0565）34-6186

https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/036/362/02.pdf

（参考）元気アップ教室

〇費用は原則無料
〇他にも、自主活動グループとして186のグループが展開

介護予防・健康づくり教室　「元気アップ事業」

ツイート　シェア 0　LINEで送る　ページ番号1002983　更新日 2019年7月24日　印刷

自治区の集会所等、地域の身近な場所で介護予防を目的としたストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップ等を教室形式で行います。教室終了後も、自主的に活動が継続できるよう、保健師等の講師を派遣して支援します。

対象

65歳以上の市民
（備考）ただし、介護保険の認定（要介護1～5）を受けている方や医師から運動制限を受けている方は対象外

内容

- ストレッチ
- 筋力アップ体操
- 脳力アップ
- レクリエーション等

受付・体調チェック

脳トレ

ストレッチ・筋力アップ体操・レクリエーション

開催単位

自治区	自治区の集会所等で、全8回の教室を開催します。
ふれあいサロン	ふれあいサロンの会場で、4回の出張形式で行います。
交流館等	交流館にて、全8回の教室を開催します。
地域包括支援センター	地域包括支援センターの会場で、全8回の教室を開催します。
新規活動グループ	体操をする目的で集まったグループに6回の出張形式で行います。

https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/030/256/2021.pdf

（参考）セカンド・ライフ・チャート

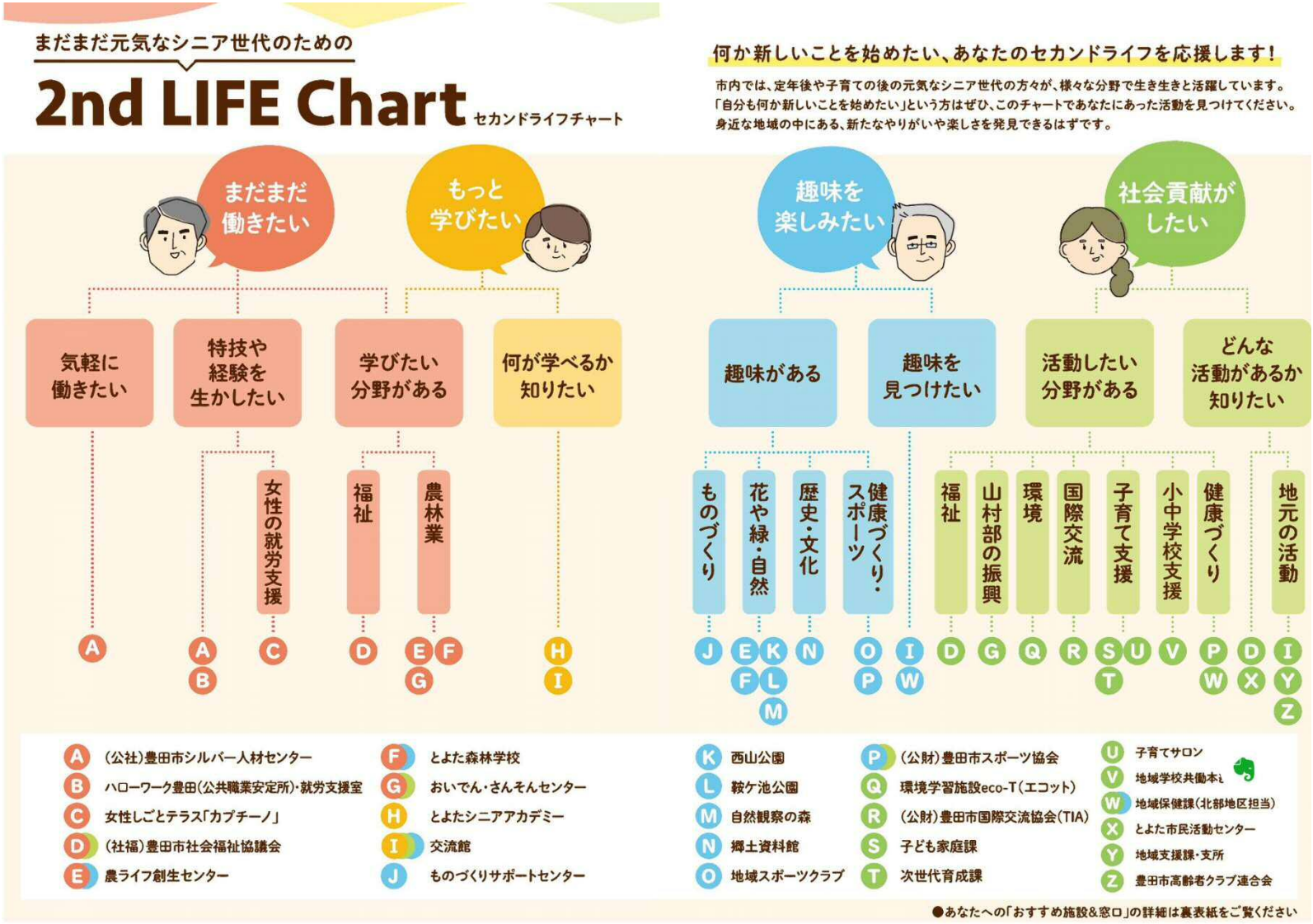

https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/030/256/2021.pdf

加齢により徒歩がより重要な交通手段になる

○加齢により徒歩交通の割合が増加（50～64歳6%→75歳以上14.6%）
○自動車依存の高い高齢化の進む地方も、三大都市圏も同様の傾向
→徒歩交通の可否が制約とならないような支援をすることが重要

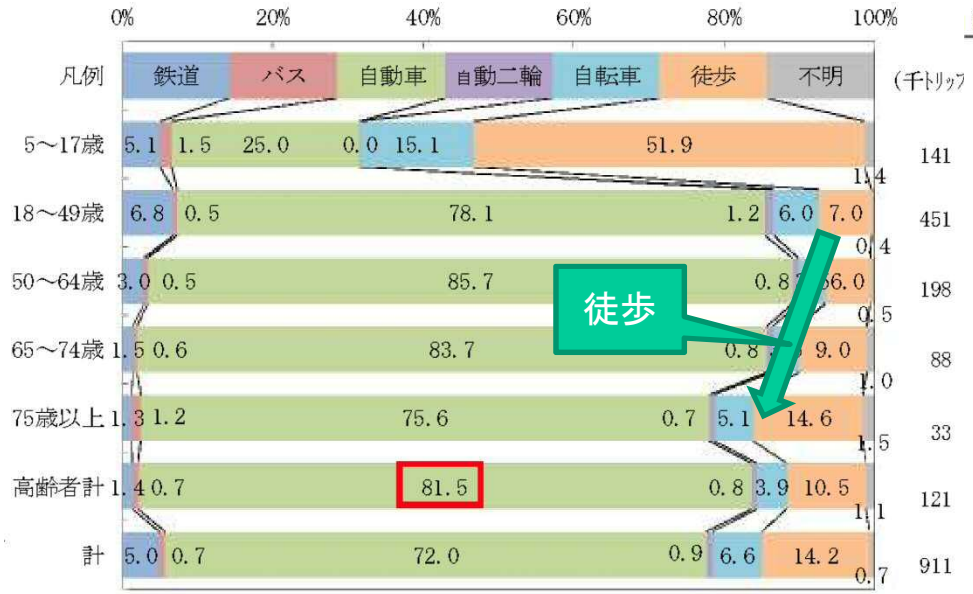

豊田市：「パーソントリップ調査からみる豊田市における人の動き」～第5回中京都市圏パーソントリップ調査結果～

豊田市

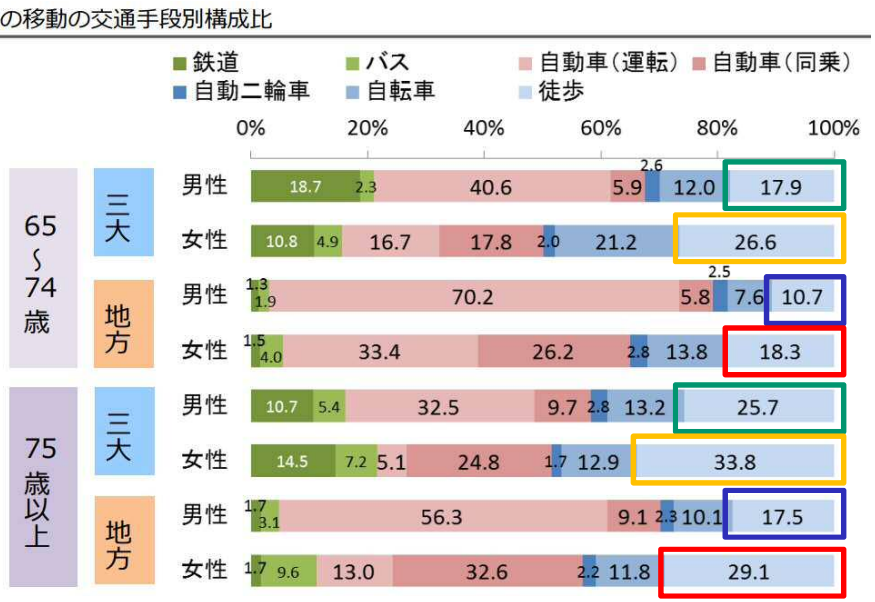

国土交通省：「都市における人の動きとその変化 ～平成27年全国都市交通特性調査 集計結果より～」

全国

加齢に伴い歩ける距離が短くなっていく

○高齢になるに従い、無理なく休まずに歩ける距離が短くなっていく
→徒歩交通の支援が活動範囲を維持・活性化するうえで重要

■高齢非高齢別にみた無理なく休まずに歩ける距離

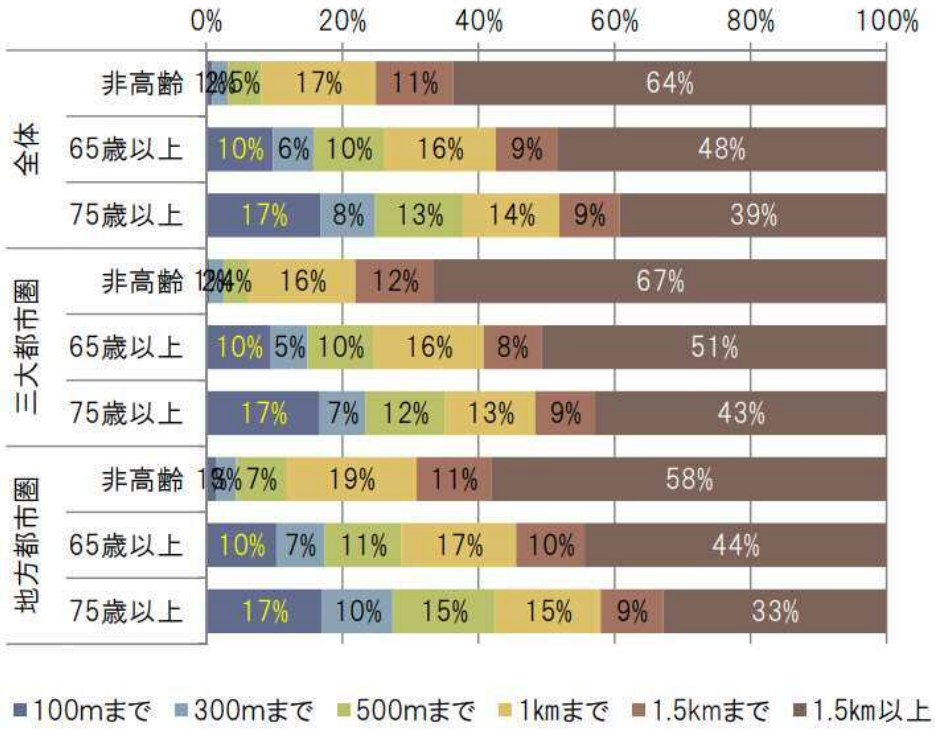

資料：国土交通省「全国都市交通特性調査」（平成27年）
※全国の70市を対象に集計

https://www.mlit.go.jp/common/001176318.pdf

加齢により日用品の買い物等の移動が多くなる

○65歳以上では私事、特に日用品の買い物といった移動が多くなる
→日用品の買い物の際の荷物運搬にかかるニーズが予想

■高齢非高齢別にみた外出目的構成

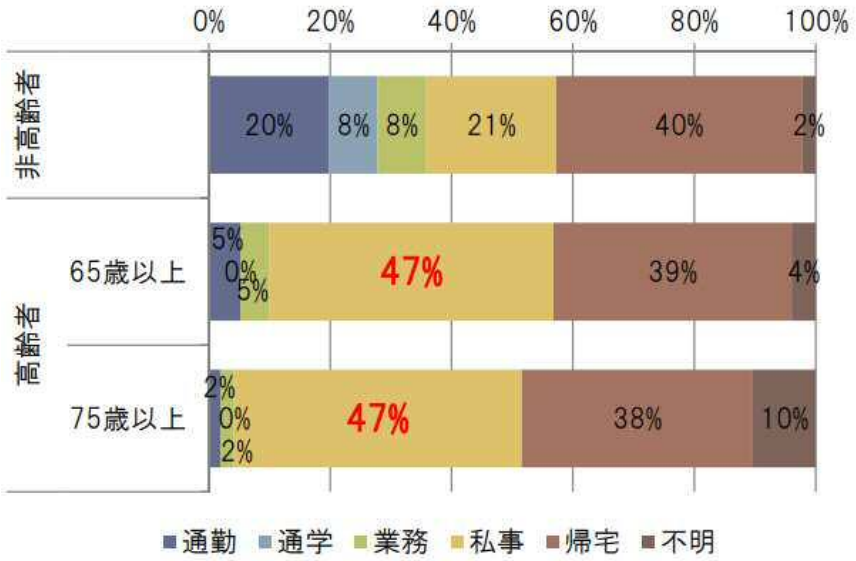

資料：国土交通省「全国都市交通特性調査」（平成27年）
※全国の70市を対象に集計

■高齢非高齢別にみた私事目的の活動別平均外出頻度

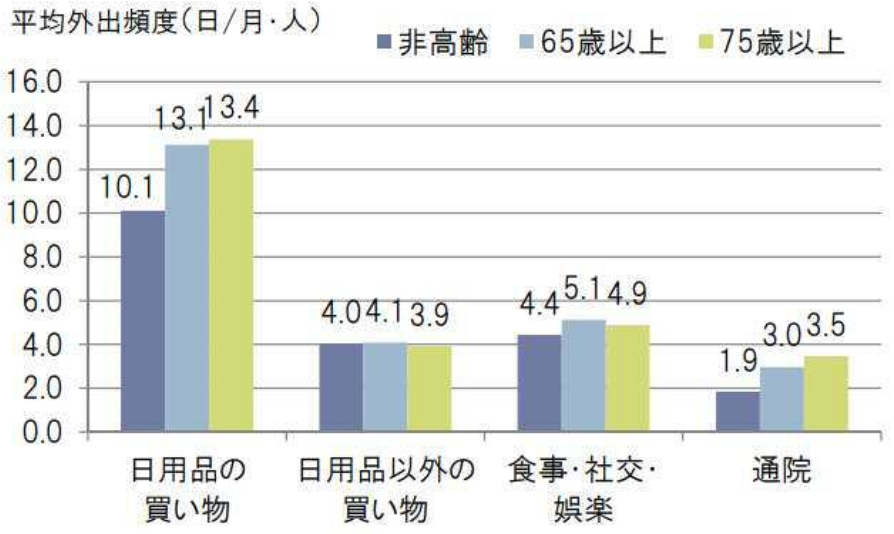

資料：国土交通省「全国都市交通特性調査」（平成27年）
※全国の70市を対象に集計

https://www.mlit.go.jp/common/001176318.pdf

歩行領域EVへの期待

○今後、歩行領域EVを含めた高齢者・障害者向けモビリティの普及が高齢者（フレイル層）の社会活動維持に寄与することが予想
○他方で、収入が減少する高齢者においてコストの面から個人での保有による普及には時間がかかる可能性も

資料：トヨタ自動車HP

高齢者向け歩行領域EVの例

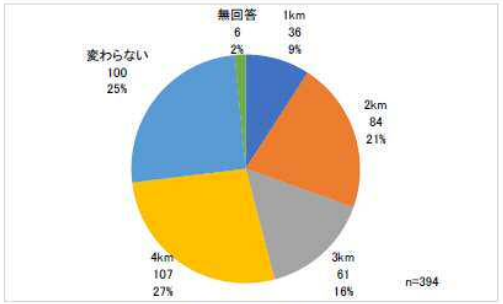

図 3-55　歩行領域 EV を利用した場合、徒歩より行動範囲が広がると思いますか？（参加者全体）

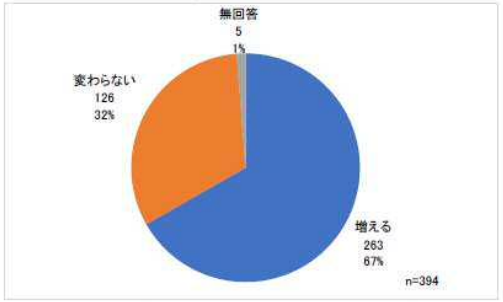

図 3-56　歩行領域 EV を利用した場合、徒歩より訪問先が増えますか？（参加者全体）

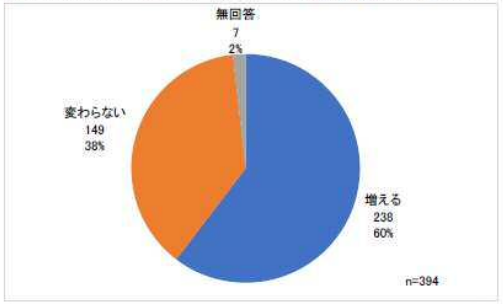

図 3-57　歩行領域 EV を利用した場合、まちなかへの来訪頻度は増えますか？（参加者全体）

歩行領域EV体験者の感想

資料：豊田市「近未来技術地域実装協議会運営等業務委託報告書」2020

「電動」車いす利用者は外出頻度が多い

○市販化されている歩行領域EV→電動車いす
○市街地に住む電動車いす利用者の方は様々な目的で外出頻度が最も多い

表 2-8 外出頻度

外出頻度（日/週） n=686	グループ1 市街地で手動車いすで車なし	グループ2 郊外で高齢で手動車いすで女性が多く送迎車があり介助者がいつもいる	グループ3 市街地で手動車いすで免許あり	グループ4 郊外で電動・手動車いすで車なし	グループ5 市街地で電動車いす	グループ6 郊外で手動車いすで免許あり	グループ7 市街地で高齢で手動くるまいすでいつでも送迎・介助者がいる
通勤または通学	0.93	1.01	2.63	1.39	2.40	2.15	0.85
スーパーやコンビニへの買い物	0.86	1.09	2.34	1.31	2.42	1.65	0.85
医療施設への通院	0.68	0.68	1.27	0.54	1.29	0.79	0.66
福祉サービス事業所（生活介護・就労移行支援等）の訪問	0.97	1.15	1.44	1.18	1.76	1.12	1.59
市役所等の行政施設の訪問	0.27	0.16	0.84	0.24	0.76	0.31	0.24
銀行・郵便局等の訪問	0.30	0.24	0.83	0.39	0.92	0.42	0.27
映画・カラオケ等娯楽施設の訪問	0.13	0.14	0.57	0.21	0.76	0.20	0.18

資料：豊田都市交通研究所「 障がい者の移動機会均等に関する研究 報告書 」2021（トヨタ自動車委託研究）

資料：ユートピア若宮

課題：通行空間のバリア

○電動車いすは移動可能範囲を拡大させ、外出頻度を増加させるが、歩道の勾配や路側帯上の占有物といった「通行空間のバリア」は直接・間接的にそれらを縮小させる

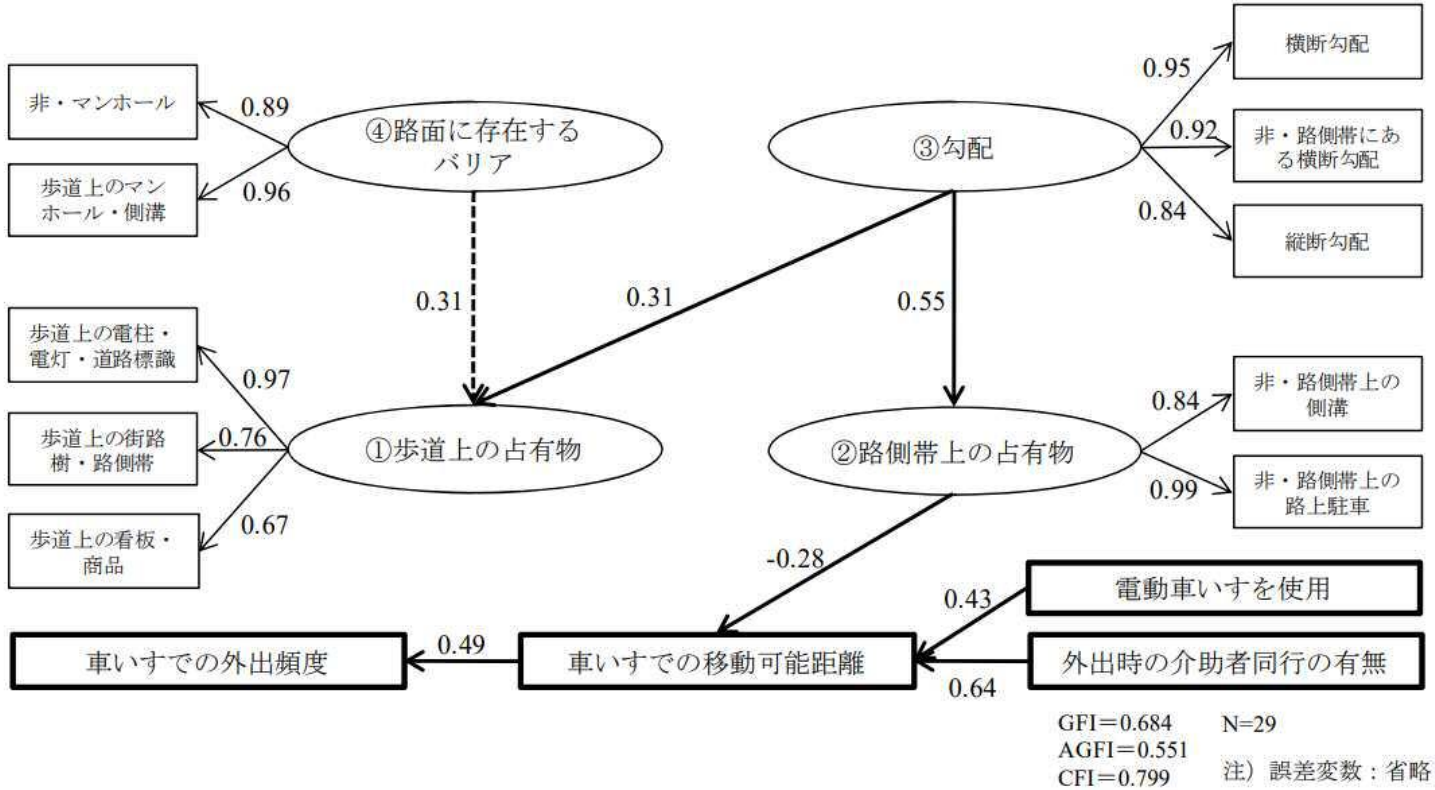

図１１　車いすでの移動可能距離・外出頻度と道路上のバリアに対する意識を構成する潜在因子の因果関係

資料：橋本 成仁, 谷口 守, 飛川 明俊, 歩道・非歩道における車いすの走行環境に関するバリア評価構造分析, 土木計画学研究・論文集, 2010

歩道の傾斜・凸凹が最も問題視

○「車いす利用者」の多くが「傾斜があったり、凸凹だったりするなど歩道が通行しづらい」と主張

[Q59]以下の「道路などの交通に関わる施設」に関わることについて、あなたが「そのとおり」と思うものをすべて選んでください。

(n=686)

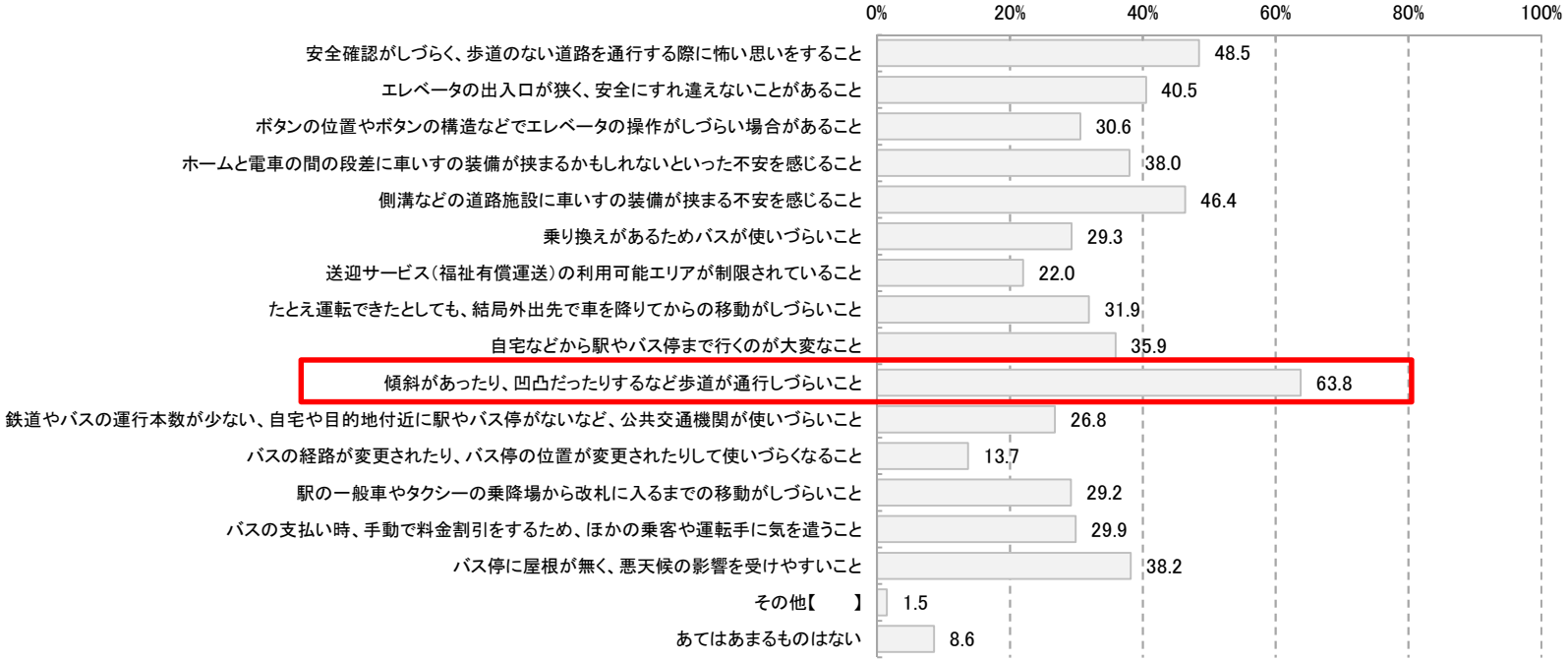

資料:豊田都市交通研究所「障がい者の移動機会均等に関する研究」2021.3(トヨタ自動車委託研究)

安心して歩ける空間がどこかわからない

○特定旅客施設（5,000人/日以上の利用）である豊田市駅、梅坪駅周辺では、ユニバーサル基本構想に基づく歩きやすい空間が整備された「特定道路」が指定
○特定旅客施設はその他市内に5駅あるが、構想はなく、車いす利用者等にとっての歩きやすい空間がわかりづらい

駅名（名鉄）	1日当たり利用者(2019)
豊田市	36,470
梅坪	6,674
上豊田	3,164
浄水	10,706
三河八橋	3,391
若林	6,224
竹村	3,341
土橋	8,443
上挙母	4,792
越戸	898
平戸橋	1,739
猿投	4,108

資料：名古屋鉄道「令和元年度 移動等円滑化取組報告書」

駅名（愛環）	1日当たり利用者(2019)
三河上郷	2,075
永覚	628
末野原	2,567
三河豊田	14,917
新上挙母	1,639
新豊田	15,694
愛環梅坪	1,932
四郷	1,454
貝津	1,228
保見	1,333
篠原	294
八草	6,344

資料：豊田市統計書（令和元年版）

福祉のまちづくりによる相互理解が重要

○福祉の現場での課題解決には市民（当事者）と行政の深い相互理解、それによる信頼の醸成を図れる、「まちづくり」の力が不可欠
○豊田市には共働（市民）、包括連携協定（企業・大学等）、つながる社会実証推進協議会（企業・大学等）といった、まちづくりのための基盤がある

資料：市民と行政でつくるわたしたちの地域
～豊田市の共働によるまちづくり～

資料：企業・大学との「共働によるまちづくりパートナーシップ協定」（包括連携協定）

資料：豊田市つながる社会実証推進協議会

提案　→

福祉のまちづくりによる
あらゆる人が健幸的な移動が
できるまち、ウェルネスシティ
とよたの実現

提案1：バリアフリーマップの作成

＜提案＞

短期：合理的配慮を念頭に置いた「出来るマップ」（行けるではなく出来る）の作成

- 当事者との「共働」によるマップの構築
- 高齢福祉課が検討する地域資源マップ(仮)との連携

中長期：オープンデータ化し、MaaSとの連携（「出来る」範囲のシームレスな拡大）

＜狙い（期待される効果）＞

- 外出促進・外出時の不安軽減
- 構造的課題の把握（基礎的情報の構築）

＜対象＞

- 特定旅客施設周辺（短期）
- 重点居住誘導区域（立地適正化計画）（中長期）

＜財源＞

- 移動等円滑化促進方針策定事業（国土交通省、1/2、上限500万円）

資料：国土交通省

（参考）改正差別解消法により民間事業者の配慮が義務化に

〉政治

民間事業者にも障害配慮義務付け　改正差別解消法成立

2021年5月28日 12時12分 （共同通信）

開かれた参院本会議＝２８日午前

障害がある人の移動や意思疎通を無理のない範囲で支援する「合理的配慮」を企業や店舗などの民間事業者に義務付ける改正障害者差別解消法が２８日の参院本会議で全会一致で可決、成立した。政府は、あらゆる人が暮らしやすい「共生社会」を実現するため、環境整備を急ぐ。

これまで配慮の義務付けは国や自治体のみで、民間事業者には努力を求めるだけだった。準備に時間が必要として、施行日は公布から３年を超えない日とした。政府は事業者と障害者の双方に対応する相談窓口の整備や、どのような配慮が必要かをまとめた事例集の周知を進め、可能な限り早い施行を目指す。

資料：東京新聞（2021年5月28日 12時12分 （共同通信））

（参考）Universal MaaSの実証

〇全日空、京急、横須賀市、横浜国立大学は2019年度より障がい者、高齢者や訪日外国人など、何らかの理由で移動にためらいのあるお客さまが快適にストレスなく移動を楽しめる移動サービス（ユニバーサルMaaS）を実証

〇公共交通機関の運賃、運航・運行状況、バリアフリー乗り継ぎルートなどの情報を利用者に提供するとともに、利用者のリアルタイムな位置情報やお客さまが必要とする介助の内容を交通事業者、自治体、大学が共有し連携することにより、シームレスな移動体験を実現

資料：全日空HP　https://www.anahd.co.jp/group/pr/202011/20201124-2.html

（参考）バリアフリーマップ作成にかかる国の動き

バリアフリー情報提供の強化

平成30年11月1日施行

バリアフリー情報提供の意義

○ 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化は着実に進んできたところではあるが、高齢者、障害者等が安心して外出するためには、どの施設がバリアフリー化されているかの情報を明らかにする必要がある。
○ このため、高齢者、障害者等へのバリアフリー情報の提供の促進が必要。

道路管理者等による情報提供に係る努力義務

全国において、どこにバリアフリー化された施設があるか明らかにするため、バリアフリー基準への適合義務が課されている施設について、情報提供の努力義務を設ける。

＜概要＞
○対象施設
・新設等された
特定道路、特定路外駐車場（500㎡以上）、
特定公園施設、特別特定建築物（2000㎡以上）※
※条例により対象に付加されたものも含む

○情報提供の内容
・バリアフリー基準へ適合している旨
・障害者用トイレ、車椅子用駐車施設の有無

○情報提供の方法
ホームページ等にて行うとともに、必要に応じて、施設外からも見やすく表示する

【参考】
公共交通事業者等は、現行法上情報提供の努力義務が課されており、現にバリアフリー情報の提供が行われている（路線案内、施設等）。

市町村によるバリアフリーマップの作成・提供

高齢者、障害者等のまちなかにおける回遊性の向上のためには、バリアフリーマップが有用である。
このため、市町村がバリアフリーマップを作成する場合に、円滑に情報の収集ができるよう、施設設置管理者の市町村の求めに応じた必要なバリアフリー情報の通知義務等を創設する。

＜概要＞
○対象施設
・義　　務：旅客施設、特定道路
・努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

○情報提供の内容
・エレベーターの有無
・障害者用トイレ、駐車施設の有無や数　　等

○市町村のバリアフリーマップの例

バリアフリーマップの作成例（高槻市）

（参考）豊田市立地適正化計画

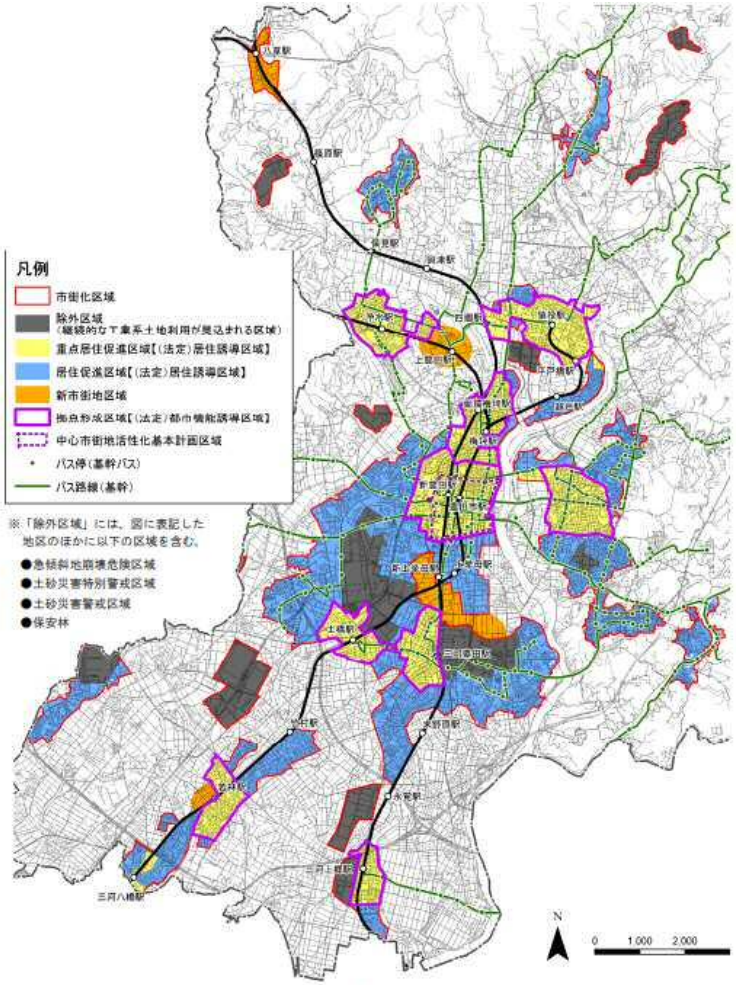

図 区域設定図

	核となる市街地	核周辺・郊外市街地
居住	**居住誘導区域※1【法制度の区域】** ・市街化区域の居住人口の維持を基本として、生活サービスやコミュニティを持続的に確保 ・除外区域※3を除く市街化区域を対象とする **重点居住促進区域**：更なる居住集積を図る区域 **新市街地区域【任意区域】**：当面の人口増加の受け皿となる宅地供給のため、区画整理事業等により新市街地整備を図る区域（整備後には重点居住促進区域への編入を想定）	**居住促進区域**：現在の居住人口の維持を図る区域
都市機能・生活機能	**都市機能誘導区域※2【法制度の区域】** 居住集積に伴う核への都市機能等の集積 **拠点形成区域**：生活に必要な機能や生活の質・魅力を高める機能など、都市機能等の集積を図る区域	

※1 **居住誘導区域**
人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティを持続的に確保する区域

※2 **都市機能誘導区域**
商業・医療・福祉等の都市機能を都市の拠点に集積する区域（居住誘導区域内に設定）

※3 **除外区域**
<工業地>
工業専用地域、工業地域及び準工業地域において継続的な工業的土地利用が見込まれる地区など
<災害リスク>
急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害(特別)警戒区域
<環境保全>
保安林

提案2：歩行領域EVの普及に向けた検討

＜提案＞

短期：歩行領域EVの購入補助金制度の創設

・生活機能低下が予想される75歳以上を対象
・後付け安全運転支援装置設置費補助の枠組に準拠

中長期：歩行領域EVのコネクテッド・シェアリング

・サービス付き高齢者向け住宅、コンビニエンスストア（包括連携協定）、福祉施設等での設置検討
・利用経路（プローブ）についてバリアフリーマップへ反映→マップの改善・道路改良データ取得
・つながる社会実証推進協議会との連携

＜狙い（期待される効果）＞

・高齢者等の活動支援・促進（モビリティ支援）
・道路改良のための基礎データの収集

＜対象（シェアリング拠点）＞

・拠点形成区域（都市機能誘導区域）
・重点居住促進区域（居住誘導区域）

＜財源＞

・ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による「ずっと元気！プロジェクト」との連携
・企業との共働（つながる社会実証推進協議会）

電動車いす『WHILL』で横浜みなとみらいを回遊…シェアリングの実証実験を開始

横浜市およびヨコハマ未来モビリティショーケース推進協議会は、近距離モビリティ『WHILL（ウィル）』を利用したシェアリングサービスの長期実証実験を9月3日よりみなとみらい21地区で開始する。

横浜市は「SDGs未来都市・横浜」の実現に向け、多様な主体と連携し、環境・経済・社会的課題の統合的解決を図る取組を進めている。その取組の一つとして、みなとみらい21地区から都市の価値向上を図る「みなとみらい2050プロジェクト」を推進。その一環として、近距離モビリティWHILLを利用したシェアリングサービスの実証実験を進めている。

資料：トヨタ自動車HP

高齢者向け歩行領域EVの例

（参考）コロナ禍でのカーシェアリングの利用頻度の変化

○豊田市及びその他中核市ではコロナ禍においてもカーシェアリングの利用減少は限定的

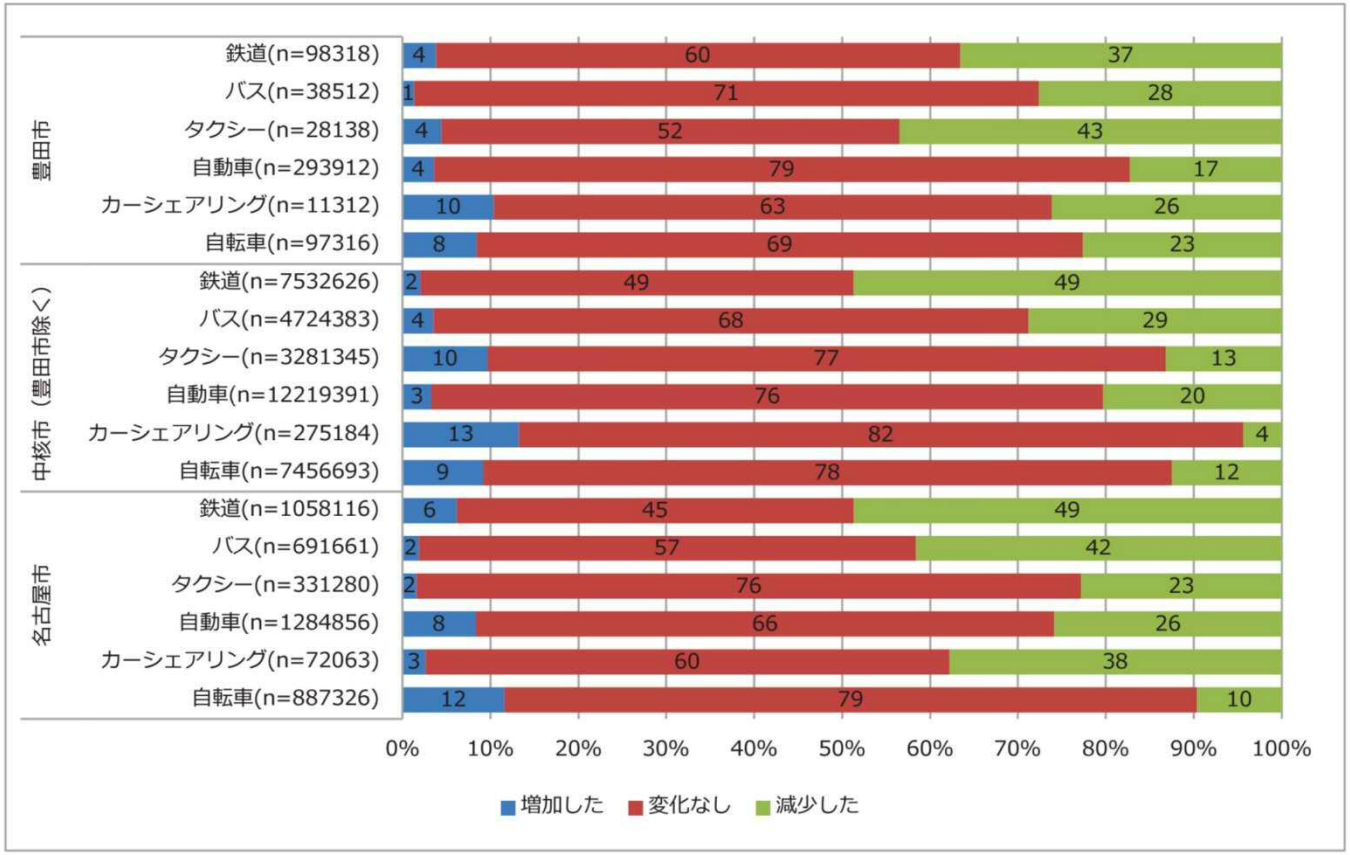

※コロナ禍前に同交通手段を利用していた方の回答

▲図5／コロナ禍以降(2020年1月)における各交通手段の利用頻度の増減

資料：豊田都市交通研究所、まちと交通、73号

（参考）ずっと元気！プロジェクト

○豊田市はSIBを活用した官民連携による介護予防事業「ずっと元気！プロジェクト」を開始し、年間5,000人の参加を図る事業を実施

【事業イメージ：実際に提供されるプログラムについては、今後、具体化】

【ソーシャル・インパクト・ボンド（ＳＩＢ）の全体像】

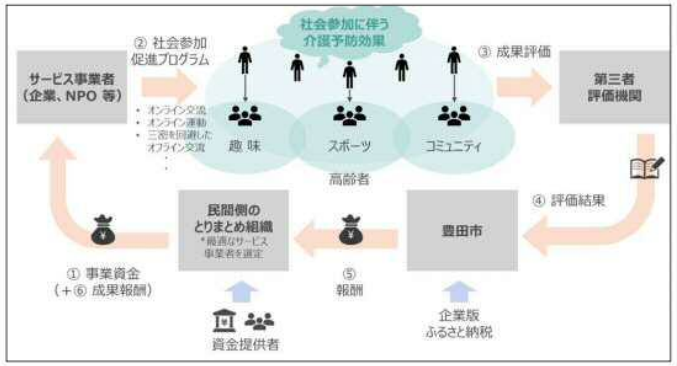

報道発表資料　コロナフレイル予防の推進に向けた大規模SIB事業を実施　「ずっと元気！プロジェクト」の開始について

ツイート　シェア3　LINEで送る　　ページ番号1044520　報道発表日 2021年6月30日　印刷

豊田市は、合同会社Next Rise ソーシャルインパクト推進機構（以下、推進機構）とともに、ソーシャル・インパクト・ボンド（以下、SIB）を活用した官民連携による介護予防事業（令和3年1月5日報道発表済み）として「ずっと元気！プロジェクト」を開始します。
本プロジェクトは、事業費として5年間で最大5億円かけ、年間5,000人の参加を図る事業として実施し、高齢者の方に社会参加の機会として様々なプログラムを提供するものです。新型コロナウイルスの影響により外出機会が減少したことで心身が衰える「フレイル」の予防を推進します。
なお、介護予防の取組として、億単位の事業費でSIBを活用することは全国初となります。

実施期間

令和3年7月1日（木曜日）～令和8年6月30日（火曜日）（5年間）

対象

市内在住の65歳以上の方

内容

「スポーツ・健康」、「趣味・エンタメ」などに分類されたオンラインプログラムや対面プログラムなど、30以上のプログラムを提供予定（順次プログラムの数を拡大）。
※プログラム（内容・申込先）一覧（令和3年6月30日現在）は別添参照

申込

プログラムの提供者に直接申込（有料のもの、無料のものがあります。）

専用ホームページURL

https://www.dreamincubator.co.jp/nextrisesia/toyota-kaigo/

その他

令和3年8月10日（火曜日）にスカイホール豊田で、市民の皆様に本プロジェクトで提供するプログラムを体験できるイベントを予定しています。詳細は改めて発表します。

（参考）後付け安全運転支援装置設置補助制度

○65歳以上の市内在住者は後付け安全運転支援装置の補助制度の利用が可能

豊田市

65歳以上の方対象
後付け安全運転支援装置設置費補助制度

令和３年度版
実施期間を延長します！

補助制度実施期間
令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

注意！ 設置日から3か月以内に申請してください。ただし、令和4年3月31日(木)より後には申請できません。
（申請受付は、土日祝日・年末年始の市役所閉庁日を除く平日の午前8時30分～午後5時15分）
注意！ 令和3年4月1日から補助制度内容を一部変更していますので、ご注意ください。

補助対象者　※下記①～⑤をすべて満たす個人の方です。

①市内に住所を有し、令和4年3月31日時点で65歳以上の人
②非営利かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した人
（令和3年度中に65歳になる人は、令和3年4月1日以後に設置したもの）
③有効期限内の自動車の運転免許証を保有している人
④市税及び自動車税を滞納していない人
⑤申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない人(国の補助金は除く)

補助対象の安全運転支援装置

既販車に後付けで設置するペダルの踏み間違い急発進等抑制装置で、国土交通省の性能認定を受けているもの(装置の情報は、市、国土交通省又は次世代自動車振興センターのホームページをご覧いただくか、取扱店にご確認ください。)

国土交通省の性能認定を受けている安全運転支援装置	
自動車メーカー等	後付け障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置
部品用品メーカー等	後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置（障害物検知機能なし）

※必ず装置の製造販売元業者等が販売及び設置を認めている取扱店において、直接購入及び設置をしてください。

補助対象の自動車　※下記①～②をすべて満たす車両です。

①普通、小型、軽自動車で車検を受けている自家用車(事業用は対象外)
②車検証の使用者欄に申請者の氏名が記載されていること

補助金額

申請者が支払った購入設置費(修理費等は除く)の9割(1,000円未満切り捨て)　上限60,000円
※1人につき1台(回)限りです。令和3年度の補助金予算額に達した場合は終了となります。

補助金の申請から交付までの流れ

(1)安全装置を取扱店で設置　(取扱店で設置可能か確認 → 注文 → 設置完了)

※すべての車両に設置できるものではないため、ご自身の自動車に設置できるかどうかを事前に取扱店でご確認ください。また、**必ず製造販売元業者が販売・設置を認めている取扱店で設置してください。**設置資格のない店舗が仲介している場合は、補助対象になりません。

(2)申請書等を交通安全防犯課(南庁舎4階)の窓口へ提出

※申請書は、交通安全防犯課窓口、市ホームページから入手できます。
※申請の際は、必ず本人の印鑑(認印)を持参してください。

【提出書類】
①交付申請書兼実績報告書(指定様式)
②車検証(使用者欄が申請者本人)のコピー
③自動車運転免許証のコピー
④購入設置費の支払い手続きが完了したことを確認できる書類(レシート、領収書等のコピー)
⑤安全運転支援装置販売・設置証明書
（取扱事業者が記入したもの）
⑥住民票(申請日前3か月以内の発行／コピー可)
⑦完納証明書の原本(申請日前3か月以内の発行)
（市税の滞納がないことを証明するものです。）

※この時に(4)請求書を一緒にご提出いただくことも可能です。
一緒に提出していただければ、手続きが一度で終わりますので便利です。
※通帳又はキャッシュカードのコピーを添付してください。

※添付書類は、すべて申請者本人の名義のものが必要です。
特に④・⑤の書類について、申請者本人の氏名が記載されているか確認してください。

(3)交付決定通知書兼確定通知書が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

(4)請求書を交通安全防犯課へ提出　(2)申請書と一緒に提出いただくと便利です。

※通帳又はキャッシュカードのコピーを添付して提出してください。

(5)補助金が指定口座に振り込まれます。

※申請日から概ね1か月～1か月半後の振り込みとなります。

(注意)補助金を受けた安全運転支援装置は、原則1年以上使用してください。
ただし、病気等により運転が困難になった場合等は、無理せず運転を中止し、免許返納等をご検討ください。

◆問合せ◆　豊田市交通安全防犯課(南庁舎4階)　☎0565-34-6633

提案3：データ・オリエンテッド・マスタープランの策定

＜提案＞

中期：バリアデータを活用したマスタープランの策定

・当事者連携・主導による策定委員会の設立
・提案1、2のデータを活用したPDCAを実施

長期：ユニバーサル基本構想への移行検討

・道路改良のためのアクションプランを検討

＜狙い（期待される効果）＞

・計画を前提とした道路整備・改良の推進（移動しやすさのベースアップ）

＜対象＞

・マスタープラン区域：居住誘導区域
・移動等円滑化促進地区：拠点形成区域
（立地適正化計画との連携）

＜財源＞

・移動等円滑化促進方針策定事業（国土交通省、1/2、上限500万円）

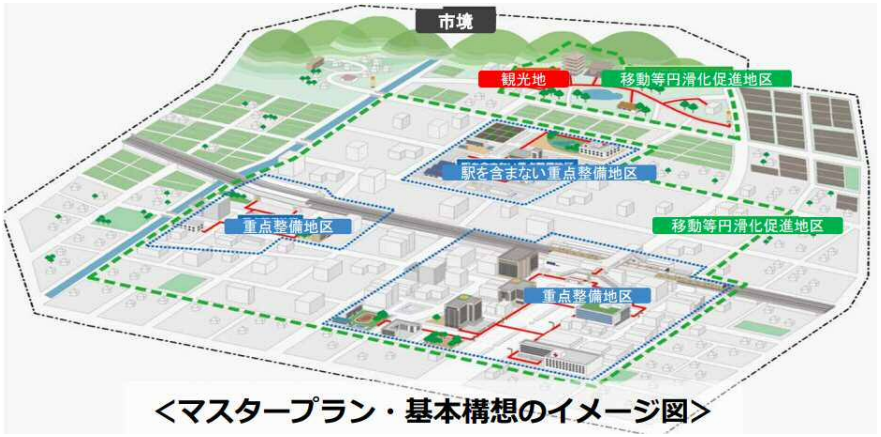

<マスタープラン・基本構想のイメージ図>

資料：国土交通省

（参考）マスタープランにかかる国の動き

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正後）の概要

※改正法は平成30年5月25日公布、平成30年11月1日施行（一部の規定は平成31年4月1日施行）

※赤字は法改正を受けた規定

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

・移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
・新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進

○貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加
○各施設設置管理者について情報提供の努力義務

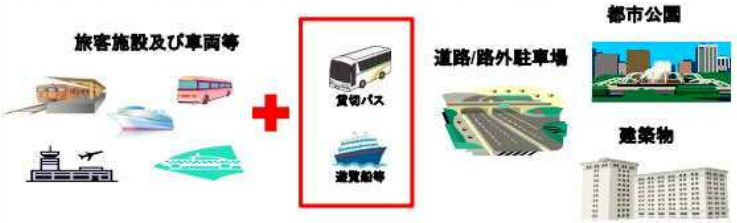

○公共交通事業者等によるﾊｰﾄﾞ・ｿﾌﾄ一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策として、事業者が取り組むべき内容（「判断の基準」）を国交大臣が新たに作成
- 事業者が、ﾊｰﾄﾞ・ｿﾌﾄ計画※の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設　※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制　等

3. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

○市町村が移動等円滑化促進方針（ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ）を定める制度を創設
○基本構想・ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化

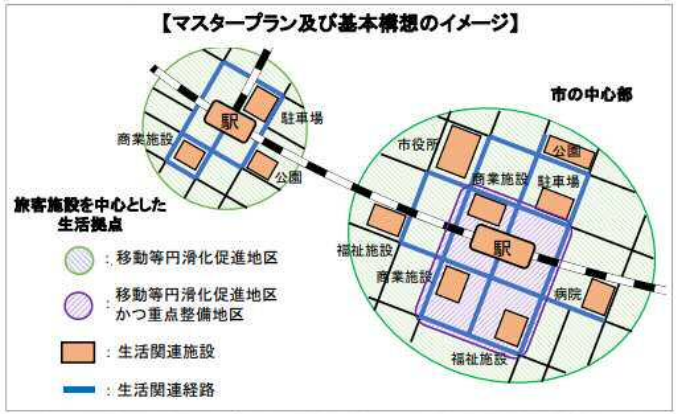

○駅等の旅客施設にｽﾍﾟｰｽの余裕がない場合に近接建築物への通路・ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ整備を促進するため、協定(承継効)・容積率特例制度を創設

4. 心のバリアフリーの推進、当事者による評価　等

・バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等
（「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、国及び国民の責務に高齢者、障害者等に対する支援を明記）

○国が、高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価する努力義務

1

資料：国土交通省

各提案の連携イメージ
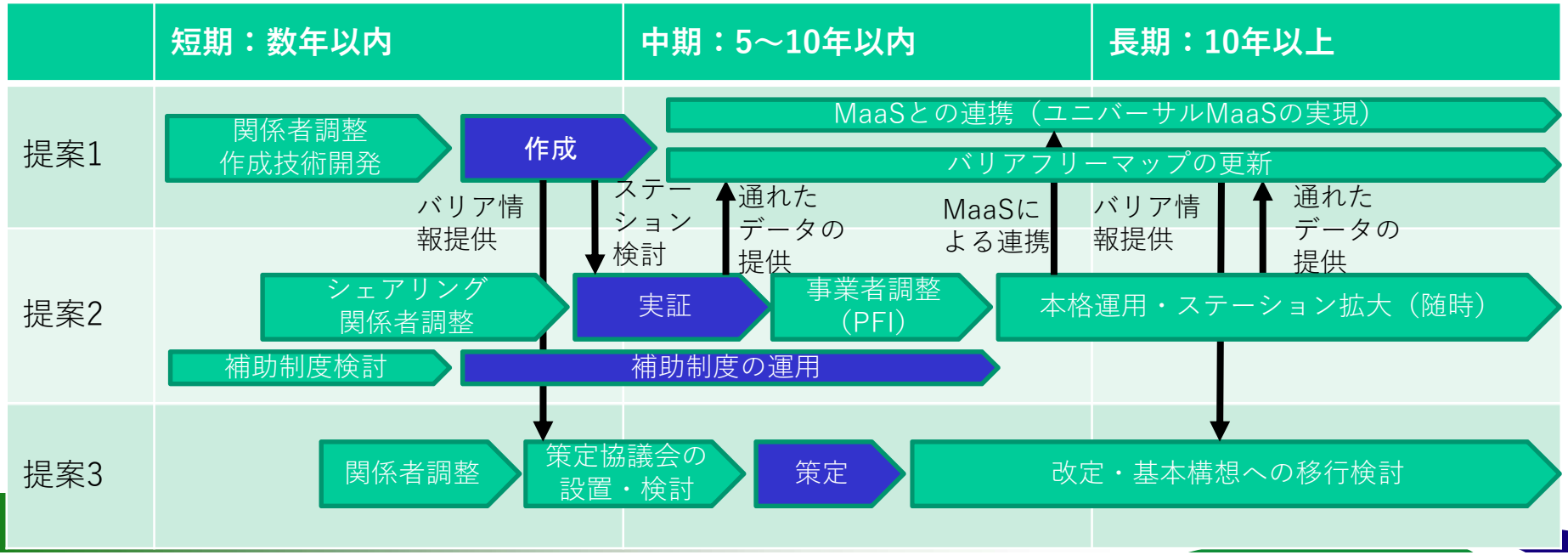
提案	連携したい主体	想定課題
提案1：バリアフリーマップの作成	○豊田市（企画政策部、福祉部、都市整備部等） ○民間企業（トヨタ自動車等） ○各障がい者・高齢者・子育て団体	・作成支援技術の開発
提案2：歩行領域EVの普及に向けた検討	○豊田市（企画政策部、福祉部等） ○民間企業（トヨタ自動車、ディベロッパ、小売業等）	・費用（モノ・場所） ・関係者調整 ・運営・管理方法
提案3：データ・オリエンテッド・マスタープランの策定	○豊田市（企画政策部、福祉部等） ○交通事業者（名鉄等） ○各障がい者・高齢者・子育て団体	・関係者調整 ・実効性担保に向けた検討